

区協議会の運用について

1 代表会の運用

(1) 権限・責務

- ア 区協議会の運営に関する事項を調整
- イ 諮問、協議、報告事項を審議
 - ・ 諮問、協議、報告事項を審議し、市へ意見を提出する
 - ・ 市からの回答について、地域分科会へ報告する
- ウ 諮問、協議、報告事項を付託
 - ・ 必要があると認める事項について、地域分科会へ付託して審議させることができる
 - ・ 付託した事項について、地域分科会からの意見をまとめて市へ提出する
 - ・ 市からの回答について、地域分科会へ報告する

(2) 年間スケジュール

- ア 令和5年度まで（必要があれば開催（下記案件Cは2月開催予定））
 - ・ 諮問、協議、報告事項は全て地域分科会へ付託
- イ 令和6年度から（4回程度／年）
 - ・ 議案を提案する時期に合わせて開催（5月（9月議会案件）、7月（11月議会案件）、10月（2月議会案件）、2月（5月議会案件））
 - ・ 諮問事項について、代表会委員から意見がない場合は即日答申とし、意見があった場合は書面で翌月に答申する

(3) 案件

区域全体に関する事項を議論

- ・ A（諮問）公の施設の設置又は廃止など（随時）
- ・ B（協議）条例や計画のパブリックコメントなど（随時）
- ・ C（報告）区政運営方針への提案（2月）、報告（5月）
- ・ D（報告）区協議会からの意見・要望付き答申への対応状況など（随時）

※開催スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
代表会		A・B・ C・D		A・B・ D			A・B・ D				A・B・ C・D	

(4) 委員構成

- ・ 中央区代表会の委員8人は、中・東・西・南区地域分科会の会長、副会長で構成
- ・ 浜名区代表会の委員8人は、浜北・北地域分科会の会長、副会長に加え、各地域分科会から2人ずつ選出して構成（地域性に配慮して選出）
- ・ 天竜区協議会は、代表会と地域分科会を一体で運営し、その運営は地域分科会の規定を準用する

2 地域分科会の運用

(1) 権限・責務

ア 地域づくりに関する事項を審議

- ・ 地区コミュニティ協議会や地域分科会の委員から提出された提案、意見、要望について審議する
- ・ 必要があると認める事項について、市へ提出することができる
- ・ 市からの回答について、地区コミュニティ協議会へ報告する

イ 代表会から付託された、市の諮問、協議、報告事項を審議

- ・ 代表会から付託された事項について審議し、代表会に意見を提出する

(2) 年間スケジュール

ア 令和5年度まで（3回程度／年）

- ・ 地域課題をはじめ、代表会から付託された諮問、協議、報告事項を議論
- ・ 令和6年度からは市の諮問、協議、報告事項を少なくし、地域課題の議論を充実

イ 令和6年度から（12回程度／年）

- ・ 地区コミュニティ協議会や地域分科会の委員から寄せられた地域課題を中心に議論
- ・ 代表会から付託された地域性の強い諮問、協議、報告事項を議論

(3) 案件

所掌区域に関する事項を議論

- ・ E 地域課題の議論（通年）
- ・ F（諮問）区役所の予算編成（所掌区域のみ）の諮問、答申、結果
(9月・10月・2月)
- ・ G（協議）地域力向上事業（助成事業）の提案、事後評価（2月ほか・5月）
- ・ H（協議）地域力向上事業（助成事業以外）の提案（4月ほか）

※開催スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
代表会		A・B・ C・D		A・B・ D			A・B・ D				A・B・ C・D	
地域 分科会	E・H	E・G (A・B・ C)	E	E (A・B)	E	E・F	E・F (A・B)	E	E	E	E・F・G (A・B・ C)	E

(4) 委員構成

ア 委員の区分

(ア) 団体推薦委員

地区コミュニティ協議会、自治会、シニアクラブ、民生委員、PTA、子ども会、消防団、水防団、地区社会福祉協議会、体育振興会、青少年健全育成会、NPO、ボランティア団体など

(イ) 公募委員

地域のまちづくりに関心を持っていて、広い視野で意見を述べられる方

(ウ) 直接指名委員

学識経験者など

イ 委員の定数

(ア) 令和5年12月31日まで

中区協議会	東区協議会	西区協議会	南区協議会	北区協議会	浜北区協議会	天竜区協議会
20人	20人	25人	20人	25人	20人	25人

(イ) 令和6年1月1日から令和8年3月31日まで

中央区協議会				浜名区協議会		天竜区協議会
中地域分科会	東地域分科会	西地域分科会	南地域分科会	北地域分科会	浜北地域分科会	
25人	20人	25人	20人	20人	20人	25人

- ・北区協議会における三方原地区選出委員（5人）については、令和6年1月以降は中地域分科会の委員とする

(ウ) 令和8年4月1日から

中央区協議会				浜名区協議会		天竜区協議会
中地域分科会	東地域分科会	西地域分科会	南地域分科会	北地域分科会	浜北地域分科会	
20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人

- ・各地域分科会委員からなる推薦会を設置し、委員の推薦を行う
- ・地区コミュニティ協議会が設置された場合は、その代表者が地域分科会の委員となる
- ・地区コミュニティ協議会が設置されなかった場合は、各地域分科会の推薦会において、地域性に配慮し委員を決定する

地区コミュニティ協議会の運用等について

地区コミュニティ協議会は、地域の各種団体を包含し、地域課題を話し合う組織として、地域の任意で設置することができます。設置した場合には、市の附属機関である区協議会に対し、地域振興及び地域課題の解決に関して提案、要望、意見を述べるすることができます。

1 地区コミュニティ協議会の運用

(1) 機能・役割

- ・地域分科会（天竜区は区協議会）に対し、地域振興及び地域課題の解決に関する提案、要望、意見を述べるができる
- ・地域分科会（天竜区は区協議会）に委員を選出するものとする
- ・地区内の各種団体が連携して地域課題等をまとめる
- ・地域分科会（天竜区は区協議会）からの報告内容を地域内の各種団体と情報共有する

(2) 年間スケジュール

- ・地域分科会の開催にあわせて会議を開催（最大12回程度／年）

※その他の自主的な事業活動については、各地区コミュニティ協議会において年間活動計画を作成して実施

(3) 案件

- ・地域分科会へ提案、要望、意見を述べるための対象地区に関する地域振興及び地域課題の解決に関する事項

(例)

- ✓通学路の危険箇所の改修要望
- ✓騒音や水質検査などの環境調査結果の報告要望
- ✓路線バスの存続に向けた民間事業者に対する行政の働きかけの要望
- ✓地域力向上事業（区課題解決事業）への提案

※その他の自主的な事業活動については、各地区コミュニティ協議会において年間活動計画に基づき実施

(4) 予算

事務経費、会場経費等（1地区あたり約5万円／年）

※協働センターが契約、購入し、市が直接支払う予算（直執行予算）

- ・会議に要する消耗品やコピー料
- ・会合や勉強会に要する会場使用料
- ・地域課題を解決するための調査旅費
- ・勉強会等の講師謝礼

〈参考〉区予算として活用が可能な事業費（地区コミュニティ協議会の活動として活用できる）

- ・協働センターを核とした地域課題解決事業（1協働センターあたり15万円）
- ・市民提案による住みよい地域づくり助成事業（補助金）
(補助率1/2（上限200万円）)
- ・区民活動・文化振興事業
- ・区課題解決事業

2 認定要件

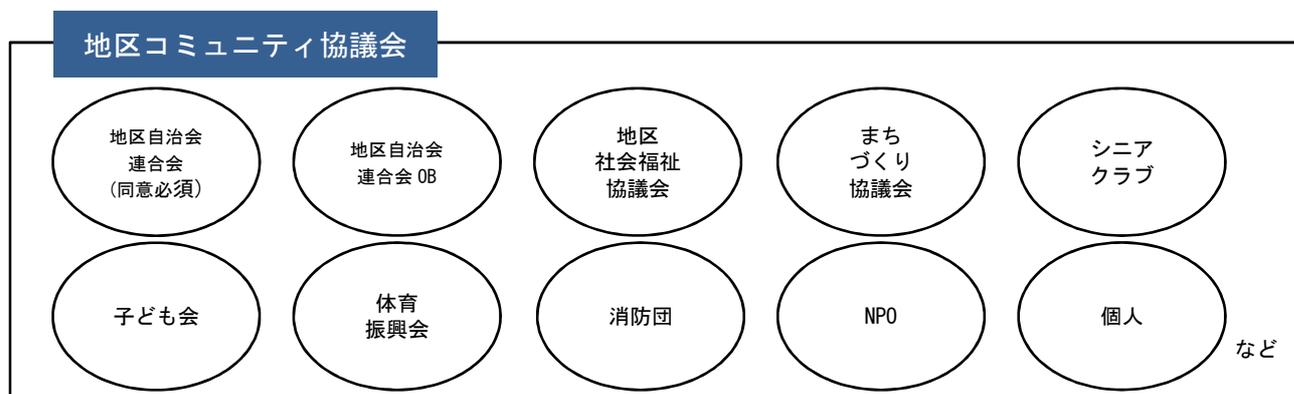
地区コミュニティ協議会の設置については、地域の負担を考慮し、地域の任意とする。また、認定要件については、地域の自主性を尊重し、定員や任期、部会の設置、事業活動など、組織の運営に関する細かな規定は定めず、会議を円滑に行うための最小範囲の条件を要綱に規定する。

(1) 区域

- ・原則として地区自治会連合会区域を最小単位とした範囲で活動する団体であること
- ※ただし、地域の自主性を尊重し、地区自治会連合会の同意があればこの限りでない

(2) 構成団体

- ・複数の各種団体や個人により構成し、地区自治会連合会の同意を得た当該地域を代表する団体であること
- ※協議会の構成団体に地区自治会連合会を含めることが望ましい。ただし、地区自治会連合会が希望しない場合はこの限りでない



(3) その他の認定要件

- ・規約を作成すること
- ・活動区域の全ての住民が活動に参加できること
- ・主体的、継続的な活動を行うこと
- ・年間の活動計画を作成すること
- ・民主的な組織運営を行うこと
- ・暴力団または暴力団員と関係を有しないこと
- ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を強化育成する活動を行わないこと

3 認定までの流れ

〈STEP 1〉各種地域団体のキーパーソンにヒアリング

- ・コミュニティ担当職員が地域団体のキーパーソンへ説明を行い、設置の意向を確認する

〈STEP 2〉規約等の作成

- ・コミュニティ担当職員が設立趣旨書や規約などの書類作成をサポート

〈STEP 3〉総会の開催

- ・地域において関係者を一堂に会した設立総会を行う

〈STEP 4〉認定

- ・協働センターを通じて、区役所または行政センターにて地区コミュニティ協議会を認定

(地域説明資料)

地区コミュニティ協議会について

市民部
市民協働・地域政策課

目次

(1) 背景	…P 3
(2) 地区コミュニティ協議会と区協議会の関係性	…P 4
(3) 地区コミュニティ協議会とは	…P 5-7
(4) 構成団体	…P 8
(5) 認定要件	…P 9
(6) 地域と市の関係	…P 10-11
(7) 設立支援	…P 12
(8) 運営に関する指導・助言	…P 13-14
(9) 活動事例	…P 15-16
(10) QA	…P 17-18

(1) 背景

▶地域コミュニティの現状と課題

活動の担い手

- ✓参加者の減少
- ✓地域活動への関心の低下

団体運営

- ✓役員の高齢化と後継者不足
- ✓役員の業務負担

課題の多様化

- ✓自治会（地縁組織）単独で解決できない課題の出現
- ✓団体間が把握する課題、資源の未共有

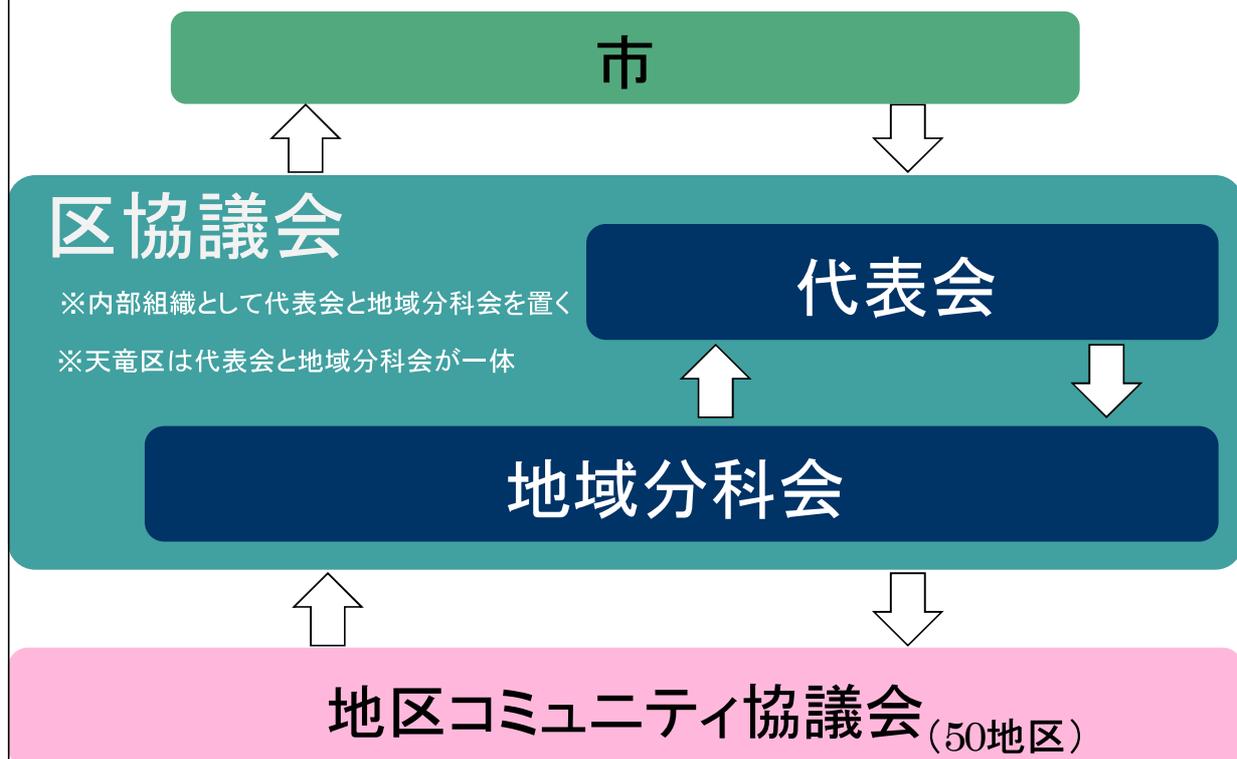
▶地区コミュニティ協議会への期待

地域で活動する多様な団体が参加することで、
住民の地域活動への関わりを深める。

人と人のつながりを強くし、地域資源を活用すること
により、地域課題を解決する役割が期待される。

3

(2) 地区コミュニティ協議会と区協議会の関係性



4

(3) 地区コミュニティ協議会とは

▶地区コミュニティ協議会

- ・地域の各種団体を包含し、地域課題を話し合う組織として、地域の任意で設置することができる
 - ※地区コミュニティ協議会の設置は、地域の負担を考慮し、地域の任意とする
- ✓地区内の各種団体が連携して地域課題等をまとめる
- ✓地域分科会（天竜区は区協議会）からの報告内容を地域内の各種団体と情報共有する
- ・区協議会に対し、地域振興及び地域課題の解決に関して提案、要望、意見を述べることができる
 - ✓地域分科会（天竜区は区協議会）に委員を選出する

5

(3) 地区コミュニティ協議会とは

▶年間スケジュール

- ・地域分科会の開催にあわせて会議を開催
 - ※最大12回程度／年

▶議事案件

- ・地域分科会へ提案、要望、意見を述べるための対象地区に関する地域振興及び地域課題の解決に関する事項

(例)

- ✓通学路の危険箇所の改修要望
- ✓騒音や水質検査などの環境調査結果の報告要望
- ✓路線バスの存続に向けた民間事業者に対する行政の働きかけの要望
- ✓地域力向上事業（区課題解決事業）への提案

6

(3) 地区コミュニティ協議会とは

▶ 予算

- ・ 事務経費、会場経費等

※協働センターが契約、購入し、市が直接支払う予算（直執行予算）

※1地区あたり約5万円/年

- ✓ 会議に要する消耗品やコピー料
- ✓ 会合や勉強会に要する会場使用料
- ✓ 地域課題を解決するための調査旅費
- ✓ 勉強会等の講師謝礼

【参考】 その他、地区コミュニティ協議会の活動として活用できる予算

- ・ 協働センターを核とした地域課題解決事業（1協働センターあたり15万円）

- ・ 市民提案による住みよい地域づくり助成事業（補助金）

（補助率1/2（上限200万円））

- ・ 区民活動・文化振興事業

- ・ 区課題解決事業

⇒ コミュニティ担当職員にご相談ください

7

(4) 構成団体

- ・ 複数の各種団体や個人により構成し、地区自治会連合会の同意を得た当該地域を代表する団体であること

※協議会の構成団体に地区自治会連合会を含めることが望ましい。ただし、地区自治会連合会が希望しない場合はこの限りでない

例

地区コミュニティ協議会

地区自治会
連合会
(同意必須)

地区自治会
連合会OB

地区
社会福祉
協議会

まちづくり
協議会

シニア
クラブ

子ども会

体育
振興会

消防団

NPO

個人

など

8

(5) 認定要件

・区域

- ✓原則として地区自治会連合会区域を最小単位とした範囲で活動する団体であること

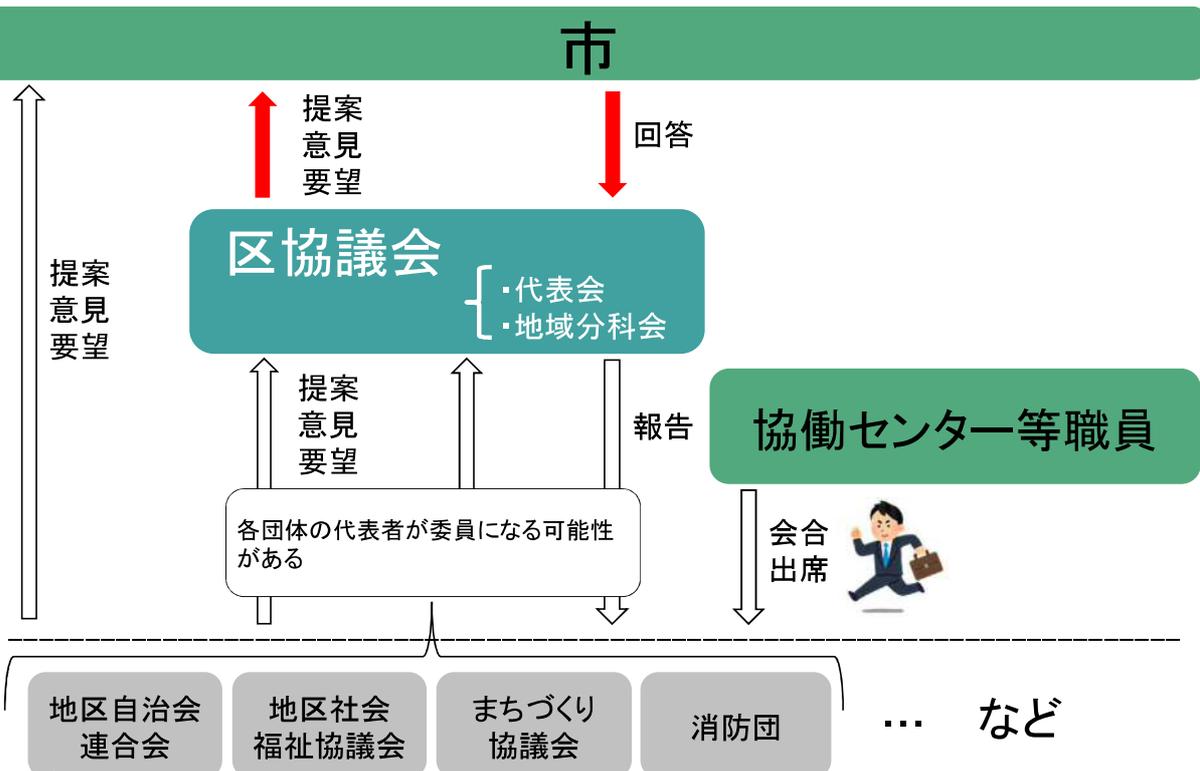
※ただし、地域の自主性を尊重し、地区自治会連合会の同意があればこの限りでない

中央	西	城北	北	アクト	駅南	県居	佐鳴台	富塚	萩丘	曳馬	江東	江西	三方原	積志	長上	笠井	中ノ町	和田	蒲	入野	篠原	庄内	和地	伊佐見	神久呂	雄踏	舞阪
白脇	新津	飯田	芳川	河輪	五島	可美	都田	新都田	細江	引佐	三ヶ日	浜名	北浜	中瀬	赤佐	鹿玉	天竜	春野	佐久間	水窪	龍山						

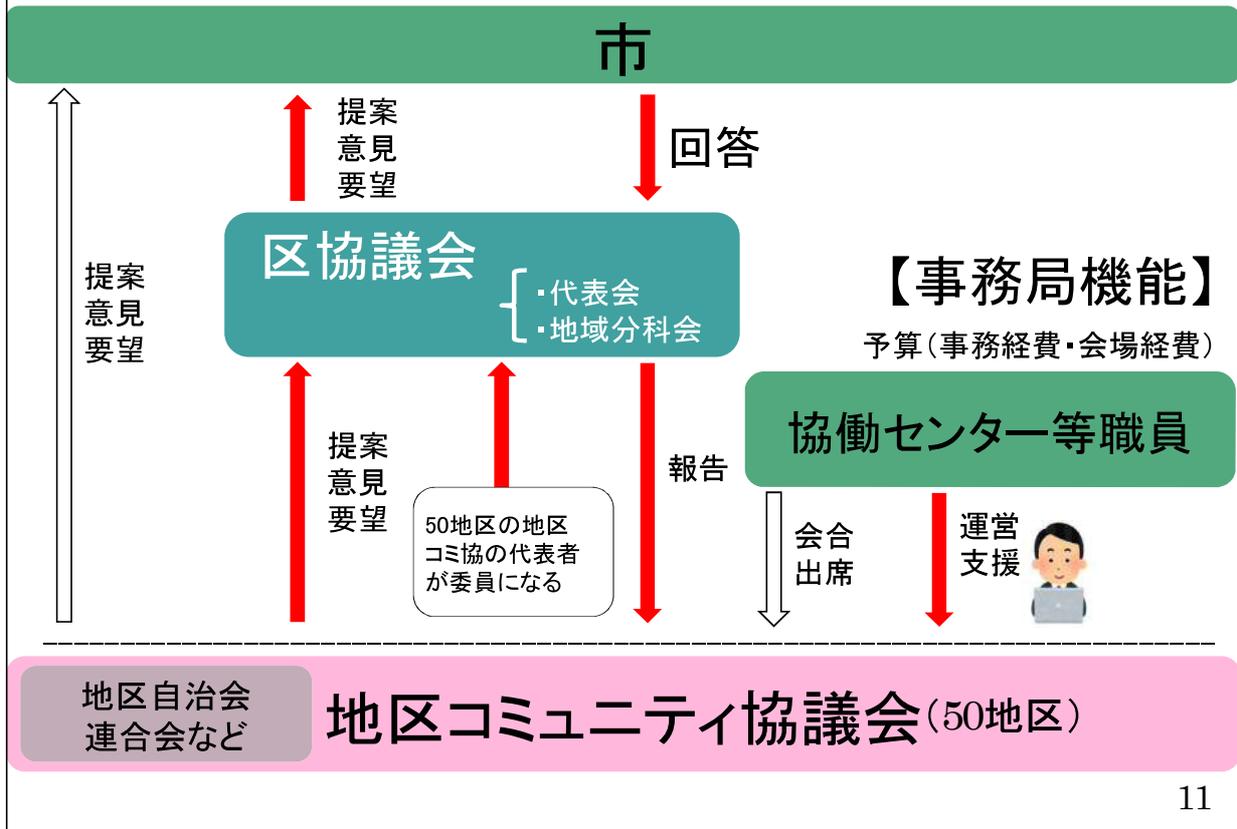
・その他

- ✓規約を作成すること
 - ✓活動区域の全ての住民が活動に参加できること
 - ✓主体的、継続的な活動を行うこと
 - ✓年間の活動計画を作成すること
 - ✓民主的な組織運営を行うこと
- など

(6) 地域と市の関係【認定を受けない場合】



(6) 地域と市の関係【認定を受けた場合】



(7) 設立支援

協働センター等のコミュニティ担当職員が、協議会の立ち上げをサポートします!!

STEP
01

各種地域団体のキーパーソンへヒアリング

- ✓ キーパーソンへ説明を行い、設置の意向を確認
- ✓ 各種団体や区内住民への説明をキーパーソンと共に行い、設立に向けた機運を高める

STEP
02

規約等の作成

- ✓ 設立趣旨書や規約などのひな形を提供し、書類作成をサポート

STEP
03

総会の開催

- ✓ 地域において関係者を一堂に会した設立総会を行う

STEP
04

認定

- ✓ 協働センターを通じて、区役所または行政センターにて認定

(8) 運営に関する指導・助言

協働センター等が地区コミュニティ協議会の活動のうち、
区協議会に関する活動の事務局機能を担います!!

1 年間スケジュールの作成

- ✓地区コミュニティ協議会の意向を確認し、
年間スケジュールを作成
- ✓必要に応じて、会議の日程や出席者の調整などを行う

2 議題の提案・収集

- ✓把握している地域課題の中から議題を抽出して提案
- ✓会議の出席者へ提案したい議題を確認

13

(8) 運営に関する指導・助言

3 会議の開催

- ✓会議の出席者と日程を調整し、開催の案内を通知
- ✓会場確保や会議資料の印刷など、会議前の準備
- ✓出席者の発言の補足や地域分科会への提出内容の確認など、
会議中のサポート
- ✓議事録作成や課題の論点整理など、会議後の整理
- ✓エリアマネージャーと課題を共有し、地域分科会へ
議題として提出
- ✓地域分科会や代表会に出席

4 地区コミュニティ協議会への報告

- ✓地域分科会の議論の様子や市からの回答を会議や文書を通
して報告

5 勉強会の開催

- ✓勉強会を開催するための会場確保や講師依頼などの相談対応
- ✓必要に応じて、開催準備や勉強会の進行をサポート

14

(9) 活動事例

運営
団体

〇〇地区コミュニティ協議会

自治会連合会や地区社協、NPO法人、観光協会などの地域で活動する団体が参画して設立されたコミュニティ組織。

特徴

- ・年8回の会議の開催
- ・地域分科会へ出席
- (自主的な活動)
- ・年4回の広報誌の発行
- ・古紙回収活動
- ・地域や学校に関する意見交換及び勉強会
- ・地元農作物PRイベントの開催

地域の
声

- ・今まで出会わなかった人と交流するようになり、活動の担い手が増えました。

設立の
経緯

- ・〇月〇日 〇〇協働センター説明会
- ・〇月〇日 〇〇協議会設立検討会
- ・〇月〇日 〇〇協議会準備会発足
- ・〇月〇日 〇〇協議会設立総会開催

(活動写真)

15

(9) 活動事例

運営
団体

〇〇地区コミュニティ協議会

自治会連合会を母体に、地区社協、シニアクラブ、消防団などの地域で活動する団体が参画して設立されたコミュニティ組織。

特徴

- ・年12回の会議の開催
- ・地域分科会へ出席
- (自主的な活動)
- ・〇〇講座の開催
- ・子ども食堂
- ・夏休みの子どもの居場所づくり
- ・〇〇コンサート

地域の
声

- ・団体が把握する課題や地域資源の共有が図られ団体間のつながりが強くなりました。

設立の
経緯

- ・〇月〇日 キーパーソン〇〇への説明会
- ・〇月〇日 〇〇協議会準備会発足
- ・〇月〇日 〇〇協議会設立総会開催

(活動写真)

16

(10) QA

設立について

Q 地区コミュニティ協議会は必ず各地区で設立しなければならないのでしょうか。

地区コミュニティ協議会の設立は地域の任意です。

Q 地区コミュニティ協議会は年度の途中でも設立することはできますか。

年度の途中でも設立することができます。

Q 同じ地区内に2つの地区コミュニティ協議会を設立することはできますか。

1つの地区に1つの地区コミュニティ協議会を基本としてします。

Q 地区コミュニティ協議会の設立を検討する場合、どうしたらよいですか。

協働センター等のコミュニティ担当職員が設立をサポートします。気軽にご相談ください。

17

(10) QA

運用について

Q 地区コミュニティ協議会は何をする組織でしょうか。

地域振興や地域課題の解決に関する話し合いを行い、代表者を通じて市の附属機関である区協議会へ提案、要望、意見を述べるができる組織です。

Q 地区コミュニティ協議会は毎月会議を行わなければならないのでしょうか。

会議の開催回数について決め事はありません。地域の実状に合わせて開催してください。

Q 地区コミュニティ協議会の運営は全て自分たちで行うのでしょうか。

地区コミュニティ協議会の運営・活動は住民主体で行われることを基本としていますが、区協議会に関する資料の作成や議題の調整、意見の集約など、協働センター等の職員が会議の運営をサポートします。また、協働センター等には地区コミュニティ協議会の事務経費を準備しておりますので活用ください。

Q 地区コミュニティ協議会の事務所を協働センターに置くことはできますか。

協働センター内に事務所を置くことはできませんが、会合などの打ち合わせの際は協働センターを無料で利用することができます。

18

コミュニティ担当職員の役割について

※コミュニティ担当職員活動
ハンドブック（コミ担のお仕
事の概要）については、後日
提供する予定です。

1 通常業務

(1) 地域状況の把握

- ・自治会や地域団体の会合に参加
- ・地域の現状や課題の把握
- ・地域の魅力や資源の情報収集
- ・地域の核となる組織や地域のキーパーソンを把握

(2) 相談・アドバイス

- ・身近な相談窓口として、地域の悩みや困りごとを傾聴
- ・地域の相談に対し、課題を整理し解決策をアドバイス
- ・地域の相談内容を本庁所管部局へ繋ぐ
- ・エリアマネージャーや他のコミュニティ担当職員と情報共有

(3) 活動支援

- ・地域の人材情報や他の地域団体の活動事例などを地域へ提供
- ・各種団体間のハブ機能として連携を促進
- ・市民提案による住みよい地域づくり助成事業の案内
- ・協働センターを核とした地域課題解決事業の提案または企画及び実施

(4) 情報発信

- ・協働センターだよりの発行
- ・市の公式ホームページやSNSの活用
- ・窓口や会合で有益情報の提供

(5) その他

- ・地域要望に応じた生涯学習講座や協働センター自主事業の企画及び運営
- ・各地域団体の行事支援

2 地区コミュニティ協議会

(1) 設立支援

①各種地域団体のキーパーソンにヒアリング

- ・地域団体のキーパーソンへ説明を行い、設置の意向を確認
- ・各種団体や地区内住民への説明をキーパーソンと共に行い、設立に向けた機運を高める

②規約等の作成

- ・設立趣旨書や規約などのひな形を提供し、書類作成をサポート

③総会の開催

- ・地域において関係者を一堂に会した設立総会を行う

④認定

- ・協働センターを通じて、区役所または行政センターにて認定

(2) 運営支援

地区コミュニティ協議会の活動のうち、区協議会に関する活動の事務局機能を担う。
※地区コミュニティ協議会の自主的な活動や会計事務は、地区コミュニティ協議会の自主性、主体性を尊重する

①年間スケジュールの作成

- ・地区コミュニティ協議会の意向を確認し、年間スケジュールを作成
- ・必要に応じて、会議の日程や出席者の調整などを行う（オンライン開催等）

②議題の提案・収集

- ・把握している地域課題の中から議題を抽出して提案
- ・会議の出席者へ提案したい議題を確認

③会議の開催

- ・会議の出席者と日程を調整し、開催の案内を通知
- ・会場確保や会議資料の印刷など、会議前の準備
- ・出席者の発言の補足や地域分科会への提出内容の確認など、会議中のサポート
- ・議事録作成や課題の論点整理など、会議後の整理
- ・エリアマネージャーと課題を共有し、地域分科会へ議題として提出
- ・地域分科会、代表会に出席（※「3 地域分科会、代表会」に記載）

④地区コミュニティ協議会への報告

- ・地域分科会の議論の様子や市からの回答を会議や文書を通して報告

⑤勉強会の開催

- ・勉強会を開催するための会場確保や講師依頼などの相談対応
- ・必要に応じて、開催準備や勉強会の進行をサポート

3 地域分科会、代表会

(1) 地域分科会

①議題内容の整理

- ・エリアマネージャーと連携して提案・意見・要望内容を整理し、会議資料を作成

②会議資料の確認

- ・地区コミュニティ協議会から地域分科会へ出席する委員と会議資料の内容を確認

③会議へ出席

- ・地域分科会へ出席し、出席委員の発言を補足するなど、委員をサポート
- ・市からの回答について、地区コミュニティ協議会への報告方法を検討

④勉強会の提案

- ・更なる議論を深めるため、地区コミュニティ協議会での勉強会の提案

(2) 代表会

①会議へ出席

- ・当該地区コミュニティ協議会の案件を報告する際、代表会から求めがあった場合は、エリアマネージャーと共に代表会へ出席し、内容を説明